

(別紙)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
めばる一枚網漁業	9	定めなし	横須賀市夏島町 1 番地にある護岸北東角より真方位 76 度 14.8 分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位 130 度 58.2 分の線に至る神奈川県海面。ただし、共第 1 号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市走水または大津町に漁業根拠地*を有している者	1. 網の目合は 6 センチメートル以上とする。 2. 網の張立時間は、15 時から翌日 10 時までとする。	令和 8 年 6 月 4 日から同年 7 月 3 日まで	令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日まで

ひらめ、たい、すずき一枚網漁業	9	同上	中の瀬航路3号ブイと同4号ブイとの見通し線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、中の瀬Bブイと同Cブイとの見通し線以西の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで ただし、たい、すずきを目的とする場合は5月1日から12月31日まで	同上	1. 網の目合は次のとおりとする。 (1) ひらめを目的とするもの15cm以上 (2) たい、すずきを目的とするもの9cm以上 2. 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。	同上	同上
めばる一枚網漁業	5	同上	横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角より真方位76度14.8分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位130度58.2分の線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有している者	1. 網の目合は6センチメートル以上とする。 2. 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。	同上	同上

ひらめ、たい、すずき一枚網漁業	5	同上	中の瀬航路3号ブイと同4号ブイとの見通し線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、中の瀬Bブイと同Cブイとの見通し線以西の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで ただし、たい、すずきを目的とする場合は5月1日から12月31日まで	同上	1. 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。 2. 網の目合は次のとおりとする。 (1) ひらめを目的とするもの15cm以上 (2) たい、すずきを目的とするもの9cm以上	同上	同上
めばる一枚網漁業	3	同上	横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角より真方位76度14.8分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位130度58.2分の線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	横須賀市西浦賀または久比里に漁業根拠地を有している者	1. 網の目合は6センチメートル以上とする。 2. 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。	同上	同上

ひらめ、たい、すずき一枚網漁業	1	同上	中の瀬航路3号ブイと同4号ブイとの見通し線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、中の瀬Bブイと同Cブイとの見通し線以西の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで ただし、たい、すずきを目的とする場合は5月1日から12月31日まで	同上	1. 網の目合は次のとおりとする。 (1) ひらめを目的とするもの15cm以上 (2) たい、すずきを目的とするもの9cm以上 2. 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。	同上	同上
めばる一枚網漁業	3	同上	横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角より真方位76度14.8分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位130度58.2分の線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	横須賀市長沢に漁業根拠地を有している者	1. 網の目合は6cm以上 2. 網の張立時間は、15時から翌日10時までとする。	同上	同上

きす一枚網 漁業	3	同上	横須賀市野比地先サク根と千葉県 富津市浜金谷港灯台との見通し線 から、三浦市南下浦町松輪地先黒 島頂上と千葉県富津市明鐘岬との 見通し線に至る神奈川県海面。た だし、共第1号及び共第3号共同 漁業権の漁場の区域を除く。	4月1日から 12月31日ま で	同上	網の目合は、15セン チメートルにつき12 節以下とする。	同上	同上
かれい、すず き、めばる一 枚網漁業	4	同上	三浦市南下浦町上宮田、横須賀市 津久井境界線と最大高潮時海岸線 との交点より正東の線から、下記 点Aから点Bを結んだ線の延長線 に至る神奈川県海面。ただし、共 第1号、共第2号及び共第3号共 同漁業権の漁場の区域を除く。 点A 三浦市南下浦町松輪地先に ある黒島頂上 点B 共第3号と共第4号の境界 の最東端	1月1日から 12月31日ま で	三浦市南 下浦町金 田に漁業 根拠地を 有してい る者	1 網の目合は次のと おりとする。 (1)すずきを目的とす るもの9cm以上 (2)めばるを目的とす るもの6cm以上 2 網の張立時間は15 時から翌日10時まで とする。	同上	同上

いせえび一枚網漁業	6	同上	三浦市南下浦町松輪地先黒島頂上より正東の線から、同町毘沙門地先横瀬島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	8月1日から翌年5月31日まで	三浦市南下浦町松輪に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1 目合9センチメートル以上 2 網丈1.2メートル以下	同上	同上
きす一枚網漁業	4	同上	横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線から、三浦市南下浦町松輪地先黒島頂上と千葉県富津市明鐘岬との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	4月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町上宮田に漁業根拠地を有している者	網の目合は、2.7センチメートル以上（15センチメートルにつき12節以下）とする。	同上	同上

かれい、すずき、めばる一枚網漁業	4	同上	三浦市南下浦町上宮田、横須賀市津久井境界線と最大高潮時海岸線との交点より正東の線から、三浦市南下浦町金田ボッケ埼より正東の線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	同上	1. 網の目合は次のとおりとする。 (1)すずきを目的とするもの9 cm以上 (2)めばるを目的とするもの6 cm以上 2. 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。	同上	同上
------------------	---	----	---	----------------	----	---	----	----

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。